

秦野市成年後見制度活用検討ガイドラインについて

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害に遭う可能性が常にあります。その方の権利を守るための一つの方法として、成年後見制度があります。

成年後見制度(法定後見)は、一度審判されると、ご本人が判断力を取り戻すか、亡くなるまで制度の利用が続くため、ご本人の意思確認はもちろん、制度活用には慎重な判断が求められます。

そこで、支援者の皆様が、「必要な時に、必要とする方を、必要な制度に」結び付けることができるようこのガイドラインを作成しました。

ガイドラインの留意点

このガイドラインは支援者の皆様が、成年後見制度活用の検討時に使用していただくための、ツールの一つとして作成しました。

しかし、成年後見制度の相談や検討時に、必ずガイドラインを使用しなければいけないというわけではありません。

1 成年後見制度検討フローチャート

支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為や財産管理等の課題がある場合、成年後見制度の活用を検討する際の流れを示しています。

2 成年後見制度活用検討チェックシート

- ・日常の金銭管理等に課題がある場合は、成年後見制度活用の他に日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ・チェックシートでは、日常生活支援事業と成年後見制度の支援内容について比較検討できるように作成されています。

3 成年後見制度にかかる調査票

- ・具体的に成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合に、専門職間の情報共有のツールとして使用することができます。
- ・調査票等の項目は参考項目です。既存の様式で代用しても差し支えありません。
成年後見制度の検討時に把握すると望ましい内容になってはおりますが、全てを記入、または、把握していただく必要はありません。(財産状況等がわからないからこそ、制度が必要という場合もあります)
- ・調査票の項目には、財産状況、親族関係等の極めてデリケートな個人情報が含まれております。情報の取り扱い、関係機関との共有範囲については慎重に判断してください。

不明な点や制度についてご質問・ご相談等あれば、下記までご連絡ください。

はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』(成年後見利用支援センター)

電話：0463-84-7711

※様式は社協ホームページ (<https://www.vnhadano.com/>) の「各種様式のダウンロード」に掲載しています。